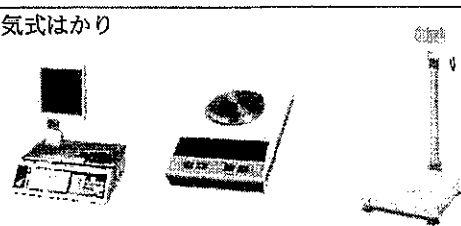

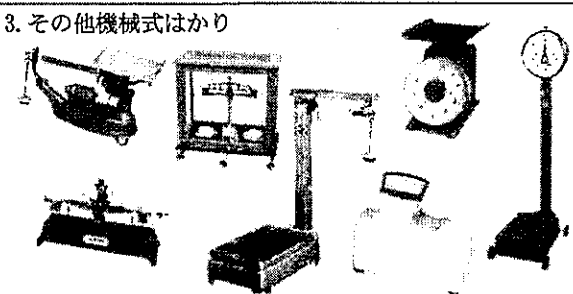




計 量 器 事 前 調 査 書

住 所		電 話	
氏名または 名 称	担当者名	業 種	

受 検 方 法 (該 当 する 番 号 に ○ 印 を 付 し て く だ さ い。)

1 集 合 検 査 (持込検査) 計量検定所	<ul style="list-style-type: none"> ・集合検査会場には、申請書と計量器を持参してください。 ・検査手数料は次のいずれかの方法で支払ってください。(番号に○印をつけてください。) 1 手数料納付システム(事前に福井県計量検定所のホームページから手続きができます。) 2 キャッシュレス支払(検査当日に手続きができますので、スマホ・カード等を持参してください。) 3 1および2に対応できない場合は、検査当日に「納付書」をお渡ししますので、銀行(事前に申し出いただいた場合はコンビニ可)で支払ってください。 ・検査希望日 月 日 午前・午後
2 代 検 査 (出張検査) 福井県計量協会	<ul style="list-style-type: none"> ・後日、担当の計量士(国家資格)から検査日程等について連絡します。 ・検査手数料は集合検査と同額ですが、出張旅費等の諸経費が別途必要です。 ・検査料等の支払い先は、福井県計量協会になりますので、原則現金にて当日支払ってください。 ・なお、振込払いを希望される場合は、計量士に相談してください。(振込手数料は申請者負担)
3 申 込 し な い	<ul style="list-style-type: none"> ・理由(該当する箇所に○印を付してください。) ア はかりを所有していないため イ 廃業したため ウ 新規購入(更新)のため(次回からの検査を希望) エ 自ら計量士に依頼する(した)ため オ 取引証明に使用していないため

計 量 器 の 種 類	個 数	検 査 の 対 象 と な る 計 量 器 の 略 図
1. 電気式はかり	ひょう量 100kg以下	1. 電気式はかり 
	" 100kg超 250kg以下	
	" 250kg超 500kg以下	
	" 500kg超 1 t以下	
2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで 直線目盛りのみのもの		2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで直線目盛りのもの 
3. その他機械式はかり	ひょう量 100kg以下	3. その他機械式はかり 
	" 100kg超 250kg以下	
	" 250kg超 500kg以下	
	" 500kg超 1 t以下	
4. 分銅		4. 分銅 
5. おもり		5. おもり 

注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 裏面を見て、対象の計量器であることを確認してから記入してください。 2 次の計量器は検査を要しません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1目盛または1間隔が10mg未満のはかり ② 10mg未満の分銅 3 ひょう量が1tを超えるはかりは、計量検定所から別にお知らせを送付しています。お知らせが届いていない方は、計量検定所に直接問い合わせてください。
---------	--